

令和4年第9回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年9月9日(金) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 場 所 菊池市役所 2階 「204 会議室」
- 3 出席委員 1 番/笹本一人 2 番/米村俊春 3 番/井藤弘樹 4 番/加藤浩行
5 番/川口五月 6 番/丸山利明 7 番/宮本洋子 9 番/西口陽二郎
10 番/高木洋一 11 番/東 博己 12 番/吉良至誠 13 番/徳永久美
14 番/坂本忠弘 15 番/松岡 忠 16 番/中山真由美 17 番/青木孝博
19 番/古庄正治
- 4 欠席委員 8 番/高山悦子、18 番/森 政喜
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 あっせん登録申出について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第5条許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 ①許可不要転用届出について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、議席番号8番高山悦子委員と議席番号18番森 政喜委員から欠席の届出があっており、19名中、17名の農業委員さんに出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第9回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号1番/笹本一人委員と議席番号2番/米村俊春委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局) 議案第1号/新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件でございまして、2ページから3ページが『農業計画書』となっております。まず、2ページをご覧ください。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。先般、8月30日に、丸山会長をはじめ、担当農業委員と担当推進委員、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、まず、担当農業委員の川口委員よりご意見を願ひいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。8月30日に会長と事務局と私と推進委員とで面談を行っております。申請人さんは、知人の栗の手伝いをされたことがあるとのこと。今回、JAに申請されて、国の栗の補助を受けられるそうです。その後、栗を作付けされるそうです。また、将来は、まだ、栗を増やしたいということで、近所にもお話をされているとのこと。なるべく、近いところに増やしたいとのことですが、無理ならば他のところも探すとのことでした。皆様方にも「新規就農対象遵守事項」をお配りしておりますが、この内容で申請者に願ひしております。問題はないかと思ひます。皆様方のご審議の方をよろしく願ひします。

会 長)

ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第2号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。5ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の宮本委員より、ご意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。申請者は、酪農をされている両親の後を継いで8年になり、現在は、両親と姉と本人と4人で酪農をがんばっていらっしゃいます。申し分ないかと思われます。ご審議の方をよろしく申し上げます。

会 長) ただ今、「あっせん登録申出」につきまして、事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第3号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでござい

ます。今回の案件は、所有権移転6件、賃借権設定3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。7ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。譲受人は、妹さんと2人で栗や梨を栽培されております。この農地にも栗を栽培されるとのことですので、何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。9月3日に推進委員と現地を確認しました。場所は、国道387線沿いの迫支館から南西に約1kmのところですので。この農地は、以前、集落で管理をしていましたが、譲渡人の方が名義を変更して欲しいということで売買が成立したものです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。譲渡人と譲受人は、親子関係で、親から子への贈与ということです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。譲渡人は高齢ですので、購入者を探していたら、譲受人が購入したいということでの相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲渡人は、スイカ農家で、財産分与でこの農地を取得されましたが、永年、耕作放棄地みたいな形になっておりましたが、譲受人が、ここにショウガを作付けしたいということでの相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6番です。8ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。譲渡人は、91歳、その息子さんも71歳ということで高齢ですので、この農地を処分したいということです。譲受人は、以前からコメなどは作っておられ、譲り受けた農地で、さつま芋やスイートコーンを作ってみたいということでの相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番と2番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 9 ページをご覧ください。賃貸借権設定の 1 番と 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番と 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5 番の川口です。譲受人は、先ほどの新規就農者です。1 番の方は、現在、何も作付けされていませんが、譲り受け農地に栗を作付けされる予定です。2 番の方は、ぶどう用のビニールハウスがあるので、それを片付けて、栗を作付けされるそうです。もう一枚には、栗が作付けされておりますので、そのまま利用されるそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の 3 番について説明をお願いいたします。

事務局) 次に 3 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19 番の古庄です。9 月 2 日に現地を確認しました。現在は、既に野菜を作付けされており、相互合意による賃貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長) ありがとうございます。挙手多数ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第 4 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 4 号／農地法第 5 条許可申請について、ご説明させていただきます。10 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転が 2 件及び使用貸借権設定が 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よ

ろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案書は、11ページになります。所有権移転の番号1番です。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南東に約700mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、菊池農業高校から南東に約700mのところになります。TSMCが菊陽町に操業することにより、従業員の確保が必要とされる中に、通勤距離が15分圏内ということでここに計画したとのこと。給排水は、市の上下水道を利用、雨水は、浸透柵を設置するとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に2番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から西南西に約900mの位置にある農地です。

農地区分は、「上水道と下水道の2種類の管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に「入佐内科医院」と「田中医院」がある農地であることから第3種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、国道387号線沿いの富の原のセブンイレブンから西に約300mのところ。今回は、従業員が増えるため駐車場の確保のためです。給排水計画はありません。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の1番です。議案書は12ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2.3kmの位置にある農地です。

農地区分は、「上水道と下水道の2種類の管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に「たがみクリニック」と「菊之池小学校」がある農地であることから第3種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 使用貸借権設定の1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。9月6日に、丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。借受人は、約18年前からディーラーをされております。今回、廃棄車両置場等に利用したいとのことです。問題ないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議

の程、よろしくお願ひいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願ひいたします。

事務局) 14ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定が8件、使用貸借権設定が1件、中間事業による賃借権設定が2件、所有権移転が6件となっています。所有権移転の説明を行います。16ページをお願いします。所有権移転の1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。9月3日に、推進委員と現地を確認しました。所有権の移転を受ける方は、繁殖牛経営をされており、畜舎に近いところでもあり、ここに飼料用作物を作付けされるそうです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 次に所有権移転2番の説明をお願ひいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。所有権を移転する者は、財産分与でこの農地を取得されましたが、現在、玉名市にお住まいで、管理するのも大変ということで、これまでも所有権の移転を受ける者が管理をされており、相互合意による所有権移転です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願ひいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、同

じ地域に住んでおられ、所有権を移転する者は、高齢で相続する人がいないため、相互合意により所有権移転されるものです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の 4 番と 5 番は関連しておりますので一括して説明をお願いします。

事務局) 4 番と 5 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 4 番と 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、同じ地域に住んでおられます。相互合意による所有権移転です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の 6 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者の、申請地は隣同士になります。所有権を移転する者は、花卉栽培をされており、所有権を受ける者は、繁殖牛経営をされており、規模拡大のための所有権移転です。譲り受け農地には、飼料用作物を作付けされます。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 6 件のほか賃貸借権設定 10 件、使用貸借権設定 1 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 22 ページをお開きください。報告案件は、「許可不要転用届について」「合意解約について」の 2 件となっております。先ず、「許可不要転用届について」でございます。23 ページをお開きください。

今回は、「携帯電話基地局設置」に伴うもので、詳細につきましては、23 ページに記載のとおりでございます。24 ページから 27 ページの 4 件についても「携帯電話基地局設置」に伴うものであります。詳細につきましては、24 ページから 27 ページに記載のとおりでございます。次に 28 ページ、29 ページは、「農業用機械倉庫」建設に伴うもので、詳細につきましては、28 ページ、29 ページに記載のとおりでございます。次に 30 ページをお願いします。こちらは、「農業用運動場のえさ場建築」に伴うもので、詳細につきましては、30 ページに記載のとおりでございます

次に「合意解約」でございます。31 ページをお開き下さい。

今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 7 件あっており、詳細につきましては、31 ページ、32 ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

会 長) 先月より「許可不要届」が多くあっておりますが、この「許可不要届」とは、どういうものかといことについて説明をお願いします。

事務局) 農地法 4 条関係では、自分の農地の保全や利用増進の場合が多いですが、具体的には 200 m²未満の農業用施設を建設する場合や通路を造る場合が多いところです。また、5 条関係は、今回のように通信基地局設置が多くあっております。

事務局) 許可不要につきましては、農地法の中に位置づけされております。公共用というこ

とで、今回のような無線基地局や九電など電気事業法に基づく中継基地も許可申請は不要となっております。市町村が何かをする場合も一部許可不要となっております。ただ、許可不要だからといってどこでも出来るものではなく、農地の集団化等に支障がある場合は出来ません。事業者から届出等があった場合は、集団化に支障がないよう審査をしております。

会 長)他に何かありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

高木洋一委員)10番の高木です。活動記録簿についてお尋ねします。毎月、10項目を記録するようになっているが大変です。どうしても10項目記録する必要がありますか。

事務局)活動された分をそのまま書いて頂ければいいのですが、たとえば、農地パトロールをしたとか農地の相談を受けたとか小さいことでもいいですので、よろしく願います。

事務局長)5月の農業委員会総会の中で、この記録簿については、説明したかと思いますが、国からの通達で月10回の活動を目標に実施してくださいとのことでしたので、そのまま説明したところでした。この件については、年度末に国からの交付金を報酬として各委員さんにお支払いしておりますが、なるべく、各委員さんへの支払いに差が出ないようにお支払いしたく、ご理解頂きたいと思っております。月平均5回活動された委員さんと月平均10回活動された委員さんでは、お支払いする報酬に差がつくことが考えられますので、事務局としては、なるべく差がつかないようにお支払いしたく、ご理解頂きますよう、よろしく願います。

会 長)他に何かありませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第9回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩